

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、近畿地方整備局大和川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和三年九月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（三級水準測量（河川定期縦断測量））

二 測量の地域 奈良市、大和郡山市、生駒郡三郷町、斑鳩町及び安堵町、磯城郡川西町並びに北葛城郡王寺町及び河合町の大和川流域

三 測量の期間 令和三年九月六日から令和四年二月二十八日まで